

議案第89号

はかた伝統工芸館条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和3年2月24日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、はかた伝統工芸館の一時移転に伴い、その位置を改める等の必要があるによる。

はかた伝統工芸館条例の一部を改正する条例

はかた伝統工芸館条例（平成22年福岡市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第1条中「博多区上川端町」を「早良区百道浜三丁目」に改める。

第3条中「常設展示室，企画展示室，ホール」を「常設展示スペース，企画展示スペース」に改める。

第6条第1項中「企画展示室及びホール」を「企画展示スペース」に改める。

第17条第1項中「建物又は敷地」を「施設」に改め、「，飲食の提供」を削り、「これら」を「これ」に改める。

別表1 伝統産業の承継及び発展を図ることを目的とした利用の表及び2 1以外で市長が特に認める利用の表中「企画展示室」を「企画展示スペース」に、「午前10時」を「午前9時30分」に、「午後1時」を「午後零時30分」に、「午後6時」を「午後5時30分」に改め、同表備考第2項を次のように改める。

2 福岡市立小・中学校管理規則（昭和33年福岡市教育委員会規則第1号）第3条第1項第4号に規定する夏季休業日のうち、日曜日、金曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに8月13日から同月15日までを利用する場合のこの表の規定の適用については、同表中「午後5時30分」とあるのは、「午後8時」とする。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。